

公益財団法人藤島文化スポーツ事業団  
評議員並びに役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日  
事業団規程第 1 号

改 正

平成 25 年 5 月 30 日規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 1 3 号及び定款第 1 3 条及び第 2 6 条の規定に基づき、公益財団法人藤島文化スポーツ事業団(以下「事業団」という。)の評議員及び役員の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。

(報酬)

第 3 条 報酬は、日額とし、報酬の額は別表のとおりとする。

(費用弁償)

第 4 条 役員等がその職務遂行にあたって負担した交通費や宿泊費等の費用については、報酬日額を支給した場合を除き、公益財団法人藤島文化スポーツ事業団旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 5 月 30 日規程第 1 号)

この規程は、評議員会の議決を経た日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

## 別表

役職名		支給区分	報酬額	年度総額
評議員		日額	(1人) 5,300円	(8人) 127,200円
理事	代表理事	日額	(1人) 6,300円	(2人) 75,600円
	業務執行理事	日額	(1人) 5,300円	(1人) 26,500円
	理事	日額	(1人) 5,300円	(7人) 185,500円
監事		日額	(1人) 5,300円	(2人) 63,600円